

(別紙)

評価基準

審査項目		配点
1 相談および利用支援に関すること		24
(1)	適切な相談支援体制が提案されているか	8
(2)	早期支援に向けた対応が期待できる提案がされているか	8
(3)	相談から利用支援に至るまでの継続的な支援が見込まれるか	8
2 制度の普及啓発および法人後見の活動支援に関すること		18
(1)	効果的、具体性のある普及啓発活動が提案されているか	6
(2)	経験・知識を踏まえた独自性、創造性がある内容か	6
(3)	効果的、具体性のある法人後見の活動支援が提案されているか	6
3 市民後見人の養成・育成、受任調整等に関すること		18
(1)	市民後見人の養成に関し、効果的、具体的な提案がされているか	6
(2)	市民後見人候補者に対し、効果的な育成・指導および活動支援が見込まれるか	6
(3)	市民後見人が受任されるまでのプロセスが適切か	6
4 関係機関との連携および中核機関としての機能に関すること		18
(1)	関係機関との連携について、効果的、具体的な提案がなされているか	6
(2)	中核機関として必要な機能(広報, 相談, 利用促進, 後見人支援, 不正防止)を備え円滑な運用が期待される提案がされているか	6
(3)	運営協議会および専門部会の設置・運営について、効果的な運営等の提案がなされているか	6
5 業務執行体制および人員配置に関すること		12
(1)	適切に事業を実施できる人員が配置されているか	4
(2)	職員の資質向上に関して具体的な提案がされているか	4
(3)	個人情報保護, 安全管理等の体制が整っているか	4
6 提案金額に関すること		10
(1)	提案内容が適切に計上されているか	5
(2)	提案価格に妥当性はあるか	5
合計		100

審査項目ごとに、各委員（5名）の評価点を加算し、5で除した点数を、その審査項目の評価点とする。

評価点の合計が最低基準（得点率70%）以上を満たした者で、最も点数の高い者1者を最適提案者として選定する。なお、該当者が2者以上あったときは、審査項目1の「相談および利用支援に関すること」の評価点が高い者を最適提案者として選定する。

委員の各審査項目評価方法は次のとおり。

- ・極めて良好 配点×1.0
- ・良好 配点×0.8
- ・普通 配点×0.6
- ・やや不十分 配点×0.4
- ・不十分 配点×0.2
- ・提案無, 評価不能 配点×0